特報インサイド 宮崎が分かる！

離婚後も子供に会いたい

「面会交流」調停 後絶たず

共同親権求める動きも

離婚や別居で夫婦が離れて暮らすことになっても、親と子供が継続的に交流を保つことを「面会交流」という。離婚の増加や少子化を背景に、面会交流をめぐって親同士の話し合いがつかず、家庭裁判所に調停申し立てをするケースが県内で後を絶たない。子供に会えない親や祖父母の思い、法的な課題について報告する。（報道部・清水正樹）

長男の離婚訴訟の記録をめくる夫婦。厳しい経験を経て、共同親権や面会交流について考えるようになったという＝宮崎市

年2回、宮崎市の50代男性の自宅ポストには、娘の写真と近況を知らせる手紙が届く。これが娘について知るすべて。写真の顔は目鼻立ちが分からないほど小さく、文章もワープロ書きの簡単なもの。「学校に進学した」とあっても、学校名は書かれていなかった。

男性は12年前、子供と自由に会えることを条件に離婚した。「米国の映画のように、離婚後も子供に会えるもの」と思っていたが、現実は違った。元妻側から「子供はあなたに会いたがっていない」と告げられ、子供に会う回数は徐々に減っていった。

男性が宮崎家裁に面会交流を求める調停を申し立てたのは、もっと子供に会いたいという切実な思いからだ。調停は月1回のペースで、1年間続いた。しかし、互いの主張は平行線のまま。最終的には元妻が子供の写真と手紙を年2回、男性に送ることで合意した。

日本では婚姻中はそれぞれが親権を持つ共同親権だが、離婚後は一方の親が親権を持つ単独親権になる。男性は子供との別れを機に、円滑な親子交流や共同親権への法改正を求める民間団体に入会した。

「法改正はあった方がいいと思うが、大事なのは法を運用する大人がどう振る舞うか。大人同士の問題で子供に影響を与えてはいけない」と思っている。

□ □

宮崎家裁によると、県内の面会交流の調停申立件数は、2011年で74件（速報値）。過去10年間でみると、101件だった10年に次いで多かった。面会交流のほかにも、親権者の指定または変更に関する調停申し立てが毎年100件以上ある。

調停は、通常2人の調停委員と裁判官でつくる調停委員会が双方から話を聞いた上で、助言やあっせんを行う。面会方法や回数、場所など話し合いがまとまると、調停調書がつくられる。ただ、守らなくても罰則はない。家裁として調書の履行を促すことはあるが、最終的には当事者自身に委ねられる。

□ □

子の離婚などで孫と会えなくなった祖父母の間でも、現行法に疑問を持つ人がいる。宮崎市の60代夫婦もそうだ。

県外に住む長男夫婦が別居したのは2010年。その後、離婚や親権をめぐって調停が行われたが、進展がなく裁判になった。11年秋に下った判決では、双方が求めていた親権は元妻にいき、月1回、長男が子供と会う取り決めをした。夫婦は「調停はただのガス抜きで成果は上がらず、裁判では互いに傷つけあい、血だらけになってしまった」と振り返る。

自宅応接間には、今では名字が変わった孫の命名紙が掲げられている。この2年間は孫に会えず、市内の公園で一緒に遊んだことが思い出される。

司法への疑問を持った2人は、共同親権運動ネットワーク（東京都、kネット）という民間団体の活動を知り、昨年から大分、福岡県で始まった交流会に参加。「少子高齢化で一層子供は国の宝になっているのに、一方の愛情がカットされる単独親権はおかしい」と訴える。

宮崎市の60代夫婦は「悩みをもった親が話すことで楽になる。そんな場を設けたい」と、県内で交流会を開く準備を進めている。

交流会やkネットへの問い合わせは☎090（2096）5811。

来月から改正民法施行

養育費など離婚時決定

「子供の利益最優先」明記

県内の離婚件数は2010年で2415件。このうち、20歳未満の子供がいるのは1621件。人口千人当たりの離婚率は2・13で、全国平均の1・99を上回る。

4月1日施行の改正民法では夫婦が協議離婚する際、子供の利益を最優先して面会交流や養育費などを定めなければならない、と明記された。

県内でも、単独親権からの移行を求める声があるという共同親権について、宮崎市の松田幸子弁護士は「別れて暮らす親の自覚をはっきりさせ、子供と親のつながり、子の福祉という意味で共同親権は望ましいと思う」と話す。

ただ、ドメスティックバイオレンス（DV）や虐待が関係するケースでは十分な配慮が必要だ。松田弁護士は「離婚による子供への影響を少なくすることが親の義務。子供は自分の付属物ではない。自分たちのことよりも、子供のことを考えてくれる親が増えてほしい」と願う。

共同親権へ団体が活動

九州にも発足

共同親権運動ネットワーク（東京都、kネット）は、共同親権の法制化などを求めて運動している団体。会員は九州でも徐々に増えており、現在15人。今月11日にはkネット九州を発足させた。今後は交流会や学習会を開くほか、改正民法を知ってもらうパンフレットを作り、配布する予定。

TOKUHOU INSIDE